

書評

向山直佑「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結 ——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」 (『国際政治』第187号、日本国際政治学会)

川久保 剛 (麗澤大学准教授)

日本国際政治学会の学会誌である『国際政治』が、平成29年3月刊行の第187号で「歴史認識と国際政治」の特集を組んでいる。その中で注目されるのが、向山直佑「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」である。ちなみに同論文は、同年10月に日本国際政治学会第10回奨励賞を受賞している。

現在、歴史認識問題は当事国同士の二国間問題を越えて、第三国が介入する状況となっている。日本の慰安婦問題はその典型であろう。向山論文はこうした歴史認識問題のグローバル化に伴う諸問題を明確にしている。

「はじめに」で向山は、次のように問題状況を整理する。「従来二国間で争われてきた歴史認識問題が、もはや二国間の枠に収まらず、国際連合などの国際機関や、第三国においても重要な問題として扱われるようになった」、「「被害者」側が他国の認知や圧力を求め、「加害者」側がそれを必死に阻止し、第三者がそれに介入する、という構図が生まれている」。

そのうえで第一章「理論的考察」第一節「歴史認識問題と第三者による介入」では、このような第三者の介入が国際社会において正当化されるようになった理由が、次のように説明されている。「第三者による国内問題あるいは二国間問題への介入は以前より一定数存在してきたものの、冷戦終結以前には、一般的には避けられることが多かった。介入が潜在的に超大国間の深刻な対立に発展する可能性があり、また内政不干渉の原則が比較的厳密に遵守されていたためである。しかし、冷戦がソ連を中心とする東側諸国の体制崩壊によって終了したことでその足枷は外され、内政に干渉しないことで消極的な平和を実現するよりも、民主主義や人権を尊重する国際社会が介入することで、積極的な意味での平和を実現することが志向されるようになった。従来の「国内管轄事項」の一部は「国際関心事項」へと変化し、内政不干渉を理由に外部からの干渉を排除することはもはや許されなくなったのである。この結果として、例えば個別国家の領域内で起きている人権侵害を、「保護する責任」という概念のもと、第三者が武力をもって中止させる人道的介入や、個々の国々が行う環境汚染を、地球環境問題、すなわち国際社会全体の課題と考えて規制する動きが観察されるようになった。このような国際政治における第三者の果たす役割の拡大が、歴史認識問題にも及び始めている」。

「第三者による介入に関する先行研究」と題された続く第二節では、内戦や国家間戦争、国内の人権侵害に対する第三国や国際機関の介入を扱った従来の研究の問題点として、「介入の結果当該問題が解決されるか否か」に関心が集中し、「介入者の介入理由」

と「介入者と被介入者との関係への影響」に関する十分な分析が行われていない現状が指摘され、他の介入問題同様、歴史認識問題における介入問題においても、この2点の分析を欠いては事柄の全体像を明らかにすることは出来ない、と述べられている。

以上の問題意識から、第二章「事例の導入——アルメニア人虐殺問題とトルコ」では、歴史認識問題における第三者介入の先駆的事例としてのアルメニア人虐殺問題が取り上げられる。第一節「事件の経緯」によると、アルメニア人虐殺問題とは、現在のトルコ共和国東部にあたるオスマン帝国の支配領域に暮らしていたアルメニア人の多くが、第一次大戦中の1915年から16年にかけて死亡した事件についての論争である。オスマン帝国は、同盟国側に立ってロシアと交戦していたが、戦況が悪化する中、キリスト教徒であり、オスマン帝国とロシアとの国境にまたがって居住するアルメニア人がロシアに協力し反乱を起こす可能性があるとの疑いが広がった。その結果、アルメニア人の迫害が始まり、軍総司令官の提案により実施されたイラクやシリア砂漠への強制移住では、多くのアルメニア人が命を落とし、その数は「数十万とも言われている」。トルコ側は、事件の原因はアルメニア人の反乱やテロであり、それを鎮圧するために一連の行動が行われたと主張し、犠牲者の数も少なく見積もっている。一方でアルメニア共和国やアルメニア人ディアスポラは、これをユダヤ人に対するホロコーストと同列の、意図的なジェノサイドであると主張している。第二節「争点の所在」によると、現在のところ、この事件は「ジェノサイド条約」によってジェノサイドとして認定されているわけではないが、アルメニア側はトルコ政府に対して、これをジェノサイドと認めて公式に謝罪することを求める傍ら、外国政府や国際機関に対して、これをジェノサイドとして認定するよう求めてきた。一方トルコ側は、2014年に当時のエルドアン首相が「謝罪の意」を示したものの、ジェノサイドだったとは認めておらず、公式の謝罪もしていない。アルメニア側がロビー活動を展開している国々に対しても、ジェノサイド認定を行わないよう働きかけを行っている。しかし、すでに欧州を中心に、20を超える国が認定を行っている。

第三章「ジェノサイド認定の要因」第一節「認定国からみる認定要因」では、第三国のジェノサイド認定において、貿易関係の有無は認定の要因にはなっていない一方で、キリスト教徒が多数派を占め、アルメニア人移民が多いことが認定を後押ししていると指摘される。また第二節「認定年度からみる認定要因——カナダの事例から」によると、認定が、事件発生後50年間まったく行われていなかったにもかかわらず、1990年代以降に相次いだ原因として、第三国におけるアルメニア系移民の地位向上と政治参加の広がりが挙げられている。認定国のひとつであるカナダの事例では、アルメニア系議員が議会に働きかけを行ってきた経緯がある。また1990年代から2000年代初めにかけて他国が相次いで認定に踏み切ったにもかかわらず、トルコとの関係悪化が見られなかったことも議会で支持が広がった要因である、と指摘されている。さらにカナダの議会において、マイノリティの擁護者、人権意識の体現者、国際正義の主唱者としてのカナダという自己意識が働いたことも大きな要因だという。

前節までの議論を踏まえて、最後に第三章「ジェノサイド認定の二国間関係への影響」で、アルメニア人虐殺を第三国がジェノサイドとして認定することが、トルコと認定国との関係に与える影響が実証的に分析されている（第一節「仮説——介入国と「加害国」との関係への影響」、第二節「公式の外交関係」、第三節「民間交流」）。その結果、

アルメニア人虐殺問題に対するジェノサイド認定は、トルコと認定国との関係を一時的に損ねるものの、その影響はあくまで短期的なものであることが明らかとされる。公式の外交関係では一時的に大使の召還や認定国への抗議が行われることが多いものの、数か月後には大使は再び任地に戻り、中長期的には外交関係に変化は起こっていない。また、貿易や人の往来といった民間交流についても、認定によって一時的に貿易額や出入国者数が落ち込むものの、その効果は経年変化による増加によって相殺される程度だという。トルコにとって、ジェノサイド認定は、内政干渉に等しい行為であり、これに対して無反発であることは「トルコは批判されても反論しない」というメッセージを国際社会に送ることになり、更なる認定を誘発しかねない。そのためトルコは、大使の召還や反論を通してそれ以上の介入の抑止を試みてきた。また認定が人権や民主主義といった価値理念を推進し、国際社会において規範的なパワーを有する欧米先進国によって主導されている以上、抗議や反論を行わないと国際社会から規範意識が乏しい国と見られかねない、という危機感がトルコにはあった。しかし認定が相次いだ時期は、トルコがEU加盟を検討していた時期に重なっていたため、トルコにとっても欧州諸国にとっても歴史認識問題にこだわり関係が悪化することは避けたい、という計算が働いたといえる。

以上が向山論文の概要であるが、その分析内容は日本が抱える歴史認識問題にもあてはまる点が多々あるといえよう。歴史認識問題を研究してきた地域研究者の西岡力によれば、歴史認識問題は「歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化すること」つまり「内政干渉」問題と定義することができるが（「歴史認識問題とは何か」『歴史認識問題研究』創刊号・平成29年秋冬号、歴史認識問題研究会、2017年）、向山論文でも確認されているように、今日、「被害国」からの「内政干渉」に加え、第三国や国際機関からの「内政干渉」が常態化しているのである。そして、そのような「内政干渉」を正当化する国際世論が形成されている。日本の慰安婦問題にしても、従来は日韓、日中の問題に過ぎなかったが、今では、欧米や国連、ユネスコが介入する問題となっている。もはや「内政干渉」を理由に国際社会の動きを止めることは出来ないのである。つまり「介入」を是とする新たな国際環境への対応が、日本にも求められているわけである。

私見では、今後の対応において鍵となるのは、「規範」という視点ではないだろうか。まず日本は、今後も慰安婦問題等で非難を受けた場合には、トルコのように抗議や反論を展開しなければならない。そうでなければ、人権という価値規範に無関心な国だとみなされてしまう。また当事国として受け身の対応に終始するのではなく、国際社会に対して歴史認識問題の規範的アプローチに関する積極的な問題提起を行うべきである。例えば「介入」についても、これを今後も国際社会の方針とするのであれば、国際社会は「より良き歴史介入のあり方」を追究しなければならないだろう。現状では、「無責任な介入」が頻発している。つまり当該事件に関する事実検証が不十分なまま、「介入」というケースが一般化している。「介入」するのであれば、事実検証の責任を果たすことが条件とならなければならないだろう。「介入」が人権を「保護する責任」の遂行であるとするのであれば、それは当該事件の事実関係を「検証する責任」の遂行と一体の関係の中に位置づけられなければならない。日本は、受け身の姿勢から脱却して、こうした問題提起を国際社会に向けて積極的に行っていくべきではないか。歴史認識問題は国際社会の懸念事項である。大国であれば当然、そのより良き解決に向けて、リーダーシップを発揮し

なければならない。日本も大国として、その分担責任を負っているはずである。そして日本は規範や倫理を重んじる文化をもつ国家として、今後、「介入の在り方」を含め、歴史認識問題に関係する様々な規範的・倫理的問題の解決に向けて、主導的な役割を果たすことが出来るだろう。それにより、自国の国益はもちろんのこと、この問題に頭を悩ませる国際社会の公共益にも大きく貢献することが出来るはずである。それは延いては、国際社会における日本の規範的パワーを高めることにもなるだろう¹⁾。第二次安倍政権のもと、安全保障政策において「一国平和主義」から「積極的平和主義」への転換が図られたように、日本はグローバルな規範形成の面でも「一国規範主義」から「積極的規範主義」に舵を切るべきであり、歴史認識問題はその方針転換のための良き切っ掛けとすべきであろう。

注

- 1) この点については、拙稿「「国際倫理」からアプローチする歴史認識問題——日米主導で「国際規範」の構築を——」（『歴史認識問題研究』第2号、平成30年春夏号）を参照のこと。